

「学校の運動部活動に係る活動方針」

沖縄県立具志川商業高等学校

基本方針

- 運動部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力向上や健康増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部活動の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動としての適切な運動部活動の運営を図っていく。

学校教育目標

「知」・「徳」・「体」の調和のとれた人格の完成とともに、時代をリードできる知識・技術を習得し、自立心、創造性、国際性に富み世界に飛躍できる人間の育成をめざす。

活動方針

- (1) 生徒が自主的、自発的に活動し、スポーツに親しむことで、生涯にわたり心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を培う。
- (2) 学年を超えた関わりを通して、コミュニケーション能力の育成や規範の習得、目標達成に向け努力すること等を通して社会性、豊かな人間性を育む。
- (3) 心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

1. 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の設置
 - ・本校教育の一環として、運動部活動を設置する。
 - ・運動部活動の意義に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動を実施する。
- (2) 運動部活動の方針の策定等
 - ・毎年度、本活動方針を策定する。
 - ・運動部顧問は、本方針に則り年間の活動計画および毎月の練習計画を立て、必要に応じて活動計画や活動実績を作成する。
- (3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者および地域等への周知
 - ・教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報交換を行い、指導方法の改善に努める。
 - ・生徒、保護者に対して、活動方針や活動計画等を明示し、周知徹底を図る。

2. 運動部活動を支える環境整備

(1) 指導体制

- ・部顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
- ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。

3. 適切な指導および運営の実施

- (1) 『運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月）文部科学省』に則り「生徒の心身の健康管理」、「事故防止および体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- (2) 部顧問は、生徒とのコミュニケーションを充実させ、意欲向上および生徒の主体的な態度の育成を図り、効果的な運営を行う。
- (4) 活動に係る経費を要する場合、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取り扱いについては細心の注意を払う。

4. 適切な休養日及び活動時間の設定

沖縄県運動部活動方針を原則としながら、本校の教育目標や本校生徒の発達段階、競技の特性等を十分に踏まえ設定する。

(1) 休養日

- ・学期中は週 1 日以上休養日を設ける。（原則として平日、休日 1 日ずつ取得するよう務める。）
また、週末に大会参加等で活動した場合、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中は連続した休養期間を設ける。
- ・定期考査前 1 週間は、部活動休業日とする。ただし、1 ヶ月以内に公式戦等がある場合、部顧問の申請によって短時間の活動を認める。

(2) 活動時間

平日は 2 時間程度、休業日は 4 時間程度とする。

5. 参加する大会等

高等学校体育連盟、各連盟、関係団体主催、共催、後援する大会の中から、本活動方針に則り精選に努める。

6. 安全管理と自己防止

- (1) 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じた適切な指導に努める。
- (2) 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。事故が起きた場合は管理職に報告するとともに、複数教員で迅速かつ適切な対応を行えるよう体制を整えておく。
- (3) 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。

7. 備考

本方針はスポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および沖縄県教育委員会が策定した「運動部活動等の在り方に関する方針」に則り策定するものである。